

松島町ホームページ広告掲載に関する要項

(趣旨)

- 1 この要項は、松島町ホームページにバナー広告枠を設け、町内等業者から有料宣伝の掲載をすることにより、町の新たな財源を確保し、町内等事業者の宣伝効果を図ることを目的としています。

(宣伝の掲載を募集するページ)

- 2 宣伝の掲載を募集するページ、その規格等は、次のとおりとします。
 - (1) ページ、アクセス件数、規格等
 - ア 松島町トップページ「下部広告枠」(1事業者1枠に限る。)
 - イ 縦60ピクセル×横150ピクセル
 - ウ GIF、JPEG 20KB以内(アニメーション不可)
 - エ アクセス件数 月間 約73,000件
 - ※この件数は、トップページのみアクセス件数です。このデータは参考数値であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。
 - (2) 広告については、松島町有料広告掲載等基準(平成24年松島町告示第11号。以下「基準」という。)に違反しないものであること。

(募集に応募できる者)

- 3 募集に応募できる者は、基準第5条の広告を掲載しない業種又は事業者には該当しないものとします。

(応募方法等)

- 4 応募は、上記3に該当する者に限りできるものとし、応募の方法及び添付書類は次のとおりとします。
 - (1) 応募方法 広告掲載申込書(様式第1号)と広告データ(電子媒体等に保存)、を持参又は郵送により松島町企画調整課に提出すること。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。
 - (2) 添付書類 申込書提出年度の前年度分の市町村民税等の納税証明書若しくは町税等の未納がないことの証明書。

(応募の無効)

- 5 この要項及び基準に違反した者のした応募は、無効となります。

(広告料)

6 広告料等は、次のとおりとします。

(1) 年額 96,000円 (月額8,000円×12カ月)

※広告料は、町が発行する納入通知書により、町で定める納入期限までに一括でお支払いいただきます。なお、年度途中における申し込みの場合は、月割り計算により納入金額を定めます。

(2) バナー広告の画像は、広告主で作成すること。(広告内容及びデザインについては、修正する場合があります)

(宣伝の掲載の決定)

7 宣伝の掲載の相手方は、松島町有料広告等掲載要綱(平成24年松島町告示第10号)第13条に規定する広告審査委員会に諮り、決定します。

(宣伝の掲載の決定通知等)

8 上記7の規定により、宣伝の掲載を決定したときは様式第2号、宣伝の掲載をしない決定をしたときは様式第3号により、その旨を応募した者に対し通知するものとします。

また、宣伝の掲載の決定を受けた者は、様式第4号により、掲載内容等を記載した承諾書を提出してください。

(調整)

9 上記8の宣伝の掲載の決定を受けたもの(以下「掲載者」という。)は、町と宣伝の掲載をするバナー広告のデザイン等について調整しなければならない。

(町の義務)

10 町は、宣伝の掲載を決定した翌月の最初の平日から、当該年度の最後の平日まで掲載するものとします。ただし、掲載者が事業を廃止した場合又は、基準に違反した場合などはこの限りではありません。

(掲載者の責務)

11 掲載者は、広告の内容に関する一切の責任及び次の責任を負うものとします。

(1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証すること。

(2) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、掲載者の責任及び負担において解決すること。